

料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは。

三 消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたときは。

四 申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対しても納めたものとみなす。

五 申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。

六 申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。

七 申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。

四 第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二条号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第一百五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十一年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

五 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。（訴訟の目的的価額等）

第六条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的的価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

四 第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

五 第五条（手数料を納めたものとみなす場合）民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二条号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第一百五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十一年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抗告の提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

六 第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を返付しなければならない。

七 第十条 前項の規定にかかるとおり、支払督促若しくは差押処分の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

四 第十一条 第九条各号に定める事由が生じた場合においては、前項の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

五 第十二条 第九条各号に定める事由が生じた場合は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

六 第十三条 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前ににおける取下げ

七 第十四条 民事調停法による調停の申立ての確定又は最初にすべき調停の期日の終了前ににおける取下げ

八 第十五条 別表第一において手数料に係る申立ての申立ての手数料について準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をできる旨の裁判所書記官の證明を付して還付すべき金額に相当する收入印紙を交付することができる。

2 前項の証明を受けられた收入印紙の額に相当する金額の付されれた收入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該收入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該收入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

（納付義務）

第十二条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによ

つてする行為に係る費用についてはその申立てとし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（予納義務）

第十三条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわぬことができる。

（郵便切手等による予納）

裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定す

る信書便の役務に関する料金に充てるための費

用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判

所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手

等」という。）で予納させることができる。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十四条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

（証人の旅費の請求等）

第十五条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができます。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せざり又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

（証人の旅費の請求等）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判所は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十七条 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十八条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定により救助を受けた金額を猶予される同法の規定により救助を受けた金額を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（第三章 証人等に対する給付）

第十九条 証人等に対する給付

（証人の旅費の請求等）

第二十条 民事訴訟法以外の法令において準用す

る同法の規定により救助を受けた金額を猶予され

た費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（第三章 証人等に対する給付）

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

（旅費の種類及び額）

第二十二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に對する場合にあつては記録の存する裁判所の規定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に關する法令の規定に従い強制執行をることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項第一号の規定により文書（同法第二百三十二条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求に依り、當該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第十七条 民事訴訟法第八十三条第三項第一号の規定により文書（同法第二百三十二条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求に依り、當該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第十八条 民事訴訟法第八十三条第三項第一号の規定により文書（同法第二百三十二条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求に依り、當該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第十九条 民事訴訟法第八十三条第三項第一号の規定により文書（同法第二百三十二条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求に依り、當該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により

調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは

専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託し

たときは、請求により、報酬及び必要な費用を

支給する。民事訴訟等に関する法令の規定によ

り受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求する

ことができる。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第二十二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第二十三条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

第二十四条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び

航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区

間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の

水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、

航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある

場合における航空旅行について支給する。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定めることとする。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参考して、裁判所が相当と認めるとところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現にようになった経路及び方法によつて計算する。
(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十一条の二 民事執行法第百五十六条第二項
若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるためにする費用 提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用 供託又はその事情の届出した額 一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものへの交付を受けるために要する費用 交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

前項の費用は、第二十七条の規定にかかるわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

第一項の費用は、供託金から支給する。
(債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理
民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

第四章 雜則

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるものほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。（最高裁判所規則）

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則
この法律は、別に法律で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三日法律第五二号）抄
（施行期日等）

九四号抄
（施行期日等）

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月二七日法律第九五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五二号）
（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件についての前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受けた費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

3 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十

八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年三月三一日法律第一〇号）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五〇号）抄

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）抄

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）抄

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

3 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十四年法律第五号）附則第二項の規定により同法第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によるものとされた司法別表第一の上欄に掲げる申立てに係る手数料の額は、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の三倍の額とする。

附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八二号）抄

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

		附 則 (平成元年一二月二二日法律第九 一號) 抄
	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成三年一〇月四日法律第九〇 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成四年六月五日法律第七二 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成八年六月二一日法律第九五 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成八年六月二六日法律第一一 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一 〇号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一 〇七号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第 一一八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一五日法律第 一五五号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
附 則 (平成一一年一二月一七日法律第 一五八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 二二五号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成一五年七月一六日法律第一 〇九号) 抄
	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年七月二五日法律第一 二八号) 抄	(施行期日)	第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合には、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成一五年七月二九日法律第 一二九号) 抄	(施行期日)	第十三条 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二
附 則 (平成一三年四月一三日法律第三 一号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一 〇〇号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一 二号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一 三号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一 四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一 四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年四月二一日法律第三 七号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という)から施行する。
附 則 (平成一六年五月一二日法律第四 五号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という)から施行する。
附 則 (平成一六年六月二日法律第七 六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第五条 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた過措置)の適用を免れる。	(施行期日)	第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(施行期日)	第一条 この法律は、新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出来た旅費に適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例によ

項	訴え（反訴を除く。）の提起	別表第一（第三条、第四条関係）
上欄	下欄	<p>項八 （政令への委任）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>項九 （スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。</p>

項ハの規定の適用については、同項ハ中「申立て」、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。
(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

	五	四	三	二	一
請求の変更	請求について判断をしなかつた 判決に対する控訴の提起又は上告受 理の申立て 立てる て(四の項に掲げるものを除く。)	上告の提起又は上告受理の申立 て(四の項に掲げるものを除く。)	控訴の提起 (四の項に掲げるも のを除く。)		

六	反訴の提起
てにののる訴かこてにるじ的そ本だ額て算に二てにのるに控にた判つ(請求の 一つ価目訴にらのはつ反くをの訴し。得出よのはあ提反お訴係判断い求の りい額的訟係本額、い訴す同目と、たたしり項)、つ起訴け審る決してに項	た控の手にの変額て算に二てに 額除額数係請更か得出よ しを料る求前らたしり

				七
				民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第二項の規定による 参加の申出
				たな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控にた判つ 一 (請求に項 判か断い求い審、判つ請お一の又二つかけ審は訴係判斷して 決つしてにてに第断い求い審、はのてにるに上審る決 額除て算にのはあ提反お訴係判斷い求項 しを得出よ項、つ起訴け審る決してに た控たしり)二てにのるに控にた判つ請
一一	〇一九	二の八	八	
イ 不動産の強制競売若しくは 担保権の実行としての競売の申立て 立て、債権の差押命令の申立て	支払督促の申立て 和解の申立て	仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第二百五十一号)第二十七条の二第一項の規定による申立て又は二の二第一項の規定による申立て	再審の訴えの提起 (1)判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの 判所に提起するもの	
四千円	の分額て算に一応価目請のの得出よのじ額的求 一二たしり項、にの	二千円	四千円	二千円
二の二一	二一	二の一一		その他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て(一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項(これを準用し又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分の申立て口強制管理の方法による仮差押の執行の申立て
再生手続開始の申立て		イ 民事執行法第百六十七条规定による保全命令の申立てハ行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てロ民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全命令の申立てハ行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てニ不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の登記による仮登記又は仮登録の申立て		
一円 一万円	二万円	二千円		
				三一
				借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る。)
ま十その円がな基へたしりるるにてにそとをのる的權はるをのそ額當三十価土での借と求裁にの第十家借で万の部分ま百る確二額て算にと定、応のし基価土での借と求裁のをすに分額地あ目地きめ判よ規二七法地ご円額で万額と得出よこめ次じ額、確額地あ目地きめ判他、る相のののる的權はるをる定項条第借				

基(一円千とま百その円え円がな基(一円 ご円五そ分で万超万がな基(一円 ご円二そ分で万え円がな基(一円
 確五) 二にで万の部ま十を千る確) 八とま十の の円え円五る確) 四とま十の の円五を百る確) 百円
 と 百 ご円額 で億超万額と 百にで万額 部ま千を百額と 百にで万額 部ま百超万額と

四一	二の三一	
民事 手続 の申立 て 又は 労働 審判 法による 調停の 申立て 事求審は調 事項め判 のを働又	申立て の変更 借地 借家 法第四 一条の 事件の	
た控の手に申更か得出よのきての 額除額数係立前らたしり項一に申更 しを料るての変額て算に三つ立後	四とま千そ部超億がな基(一円 ご円五そ分で億え円がな 千にで万の分え円五る確) 六 四とま百の の円五を十る 円 ご円額 るを十額と 千にで万額 部ま十超億額	

求審は調(一百にで万額その円五を百価事求審は調(一円 ご円額そ部ま百価事求審は調(得出よこめ次応価
 確(三円 ご円二の部ま百超万額項め判劳停(一五とま十の分で万額項め判劳停(二たしりるるにじ額
 め判劳停(三円 ご円二の部ま百超万額項め判劳停(一五とま十の分で万額項め判劳停(二たしりるるにじ額
 るを働又 五とま十価 分で万え円がのるを働又 百にで万価 の円がのるを働又 百にで万価 の円がのるを働又

で万額その円五を十価事求審は調(一百 ご円額そ部ま十を千価事求審は調(一円にで万額その円え円五価事
 ご円五の部ま十超億額項め判劳停(一五千とま百の分で億超万額項め判劳停(四 ご円五の部ま千を百額項
 とま百価 で億え円がのるを働又 二にで万価 の円え円がのるを働又 千とま十価 で万超万がの

二の五一	五一	二の四一	
民事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立て人として参加する場合に限る。)	民事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立て人として参加する場合に限る。)	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判の申立ての変更	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判の申立ての変更
円千二百	八百円	た控の手に申更か得出よのきの申更に申立後 除額数係りしを料るての変額て算に四つ後	円ごと千に万円 五分その十億円を超部がのる
七一	二の六一	六一	（六）民事訴訟法の規定による申立ての法律の規定による参加の申立て(申立て人として参加する場合に限る。)
イ 特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立	（イ）民事訴訟法の規定による申立て(申立て人として参加する場合に限る。) 第二項の債権届出	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七一条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訴事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十二条第二項の規定による申立てを除く。)の申出(申立て人として参加する場合に限る。) ロ 非訴事件手続法の規定による参加(二三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立て人として参加する場合に限る。) ハ 消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第二十三条	（六）民事訴訟法の規定による申立て又はこれらの法律の規定による参加の申立て(申立て人として参加する場合に限る。)
五百円	五百円	一千円	

還申立事件の申立て又はこれら
の法律の規定による参加の申出
(申立人として参加する場合に
限る。)

て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿対象者に限る決定に係る秘匿対象者の限りの決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前ににおける証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、受命裁判官若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

の許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て

しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官の執行処分の申立て、同法第一百八十七条の十五第五項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第一百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て、同法第一百七十五条第三項若しくは第六項の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法

律（平成八年法律第九十五号）、船舶賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、「一三の項、「一五の項、「一五の二」の項又は「一六の項に掲げる参加を除く。」の申出又は申立て本
破产法第八百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第八百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第八百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定調停の促進のための特定調停に関する法律第七十七条第一項若しくは第二項の規定による民事訴訟法（平成十五年法律第八百九号）第三十九条第一項の規

二 事件の記録の 正本、謄本又 は抄本の交付	一 項 別表第二一(第七条関係)	九 一 民事訴訟法第三百四十九条第一 項、非訟事件手續法第八十三条 第一項、家事事件手續法第三百三 条第一項若しくは国際的な子の 奪取の民事上の側面に関する条 約の実施に関する法律第二百十九 条第一項の規定による再審の申 立て又は同法第二百一十七条第一 項の規定による終局決定の変更の 申立て	(4) ら(3)まで 以外のもの	(1) か	（3）民事保 全法の規定に よる保全抗告	裁判を含む。」 に対するもの	抗告裁判所の 申立て	申立て 抗告の許可の 規定による 規定による の規定による する法律第百 十一條第二項 の規定による 抗告の許可の ものを除き、 して却下した して却下した に對するもの の裁 判(不適法と た額の 倍の額
二 事件の記録の 正本、謄本又 は抄本の交付	一 項 別表第二一(第七条関係)	この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当 該申立てについての規定を準用し、又はその 例によるものとする規定による申立てを含む ものとする。	申立て	円 千五百	額 千円	二の項 に掲げる申 立て手数料の 倍の一・額	一一の 申立て手数料	して得 た額の 倍の額
用紙一枚につき百五十円	下欄	一件につき百五十円	上欄	事件の記録の 閲覧、謄写又 は複製(事件 の係属中に當 事者等が請求 するものを除 く。)	一 項 別表第二一(第七条関係)	二 事件の記録の 正本、謄本又 は抄本の交付		

四 執行文の付与	三 事件に関する事項の交付の證明書
一通につき三百円	<p>一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の説明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）</p>